

平成 24 年 2 月 13 日

「当座勘定規定」の改定について

静清信用金庫は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成 22 年 4 月 1 日から、「当座勘定規定」等に「暴力団排除条項」を導入しております。

このたび、警察庁および金融庁からの要請を受け、暴力団を中核とする反社会的勢力が暴力団の共生者等を利用しつつ資金活動を行っているという実態に鑑み、より適切かつ有効に対処するため、「当座勘定規定」の「暴力団排除条項」を実態に即してより明確化する改定をいたしましたので、平成 24 年 2 月 13 日（月）より適用させていただきます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

【改定の概要】

1. 反社会的勢力の属性要件の明確化

従来の当座勘定規定では、「暴力団」「暴力団員」「暴力団準構成員」「暴力団関係企業」「総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等」「その他これらに準ずる者」に該当したことが判明した場合には、当座勘定を停止し、または解約の通知をすることにより当座勘定を解約することができることとしていましたが、このたび、当座勘定の解約の対象となる反社会的勢力の要件をいっそう明確化するため、以下の A～E の要件を追加しました。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- また、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者については、暴力団との関係が断ち切れていない蓋然性が高い実態を前提として、「暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者」を属性要件に追加いたしました。

2. 免責・損害賠償規定の追加

暴力団排除条項の適用により当座勘定を解約した場合には、解約によって発生した損害に対して当金庫は責任を負わないこと、当金庫に損害が発生した場合には契約者が損害賠償責任を負うことを新たに規定いたしました。

当金庫では、今後も暴力団等の反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に行ってまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上